務事内閣
運務局府
課運輸沖
部縄総
総合
庁番那
舎一覇
号市おも
館那覇ろ
郵便第ま
便二ち
番地二
八〇庁舎一階
八〇号館那覇第二合同庁舎
六〇）
一
六
八
三電話
六
〇九
人省国土交
材海運
策事通省
課局海
事本
庁舎
東京都千代田区霞が関二
三
一
八
九
四電話
六
〇
三
〇
五
一
二八三目一番一号
五九号館
〇
一
二
四、筆記試験合格者の発表
イ　発表場所
受験番号を受験地を管轄する各地方運輸局、運輸監理部又は内閣府沖縄総合事務局に掲出するほか、口述試験受験案内を筆記試験合格者に送付する。
ロ　発表日時
平成二十二年十月二十九日
五、口述試験合格者の発表
イ　発表場所
受験番号を、官報で公示するほか、合格証書を口述試験合格者に送付する。
ロ　発表日時
口述試験終了後二十日以内

○内閣府公告（中央労働委員会の委員の候補者の推薦）第二号

中央労働委員会の委員の任期が平成二十二年十一月十五日をもって満了するため、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第十九条の三第二項及び労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十二号）第二十条第一項の規定により、中央労働委員会の委員の候補者の推薦を求めることとし、推薦に係る手続を次のように定めたので、同条第二項の規定に基づき公告する。

平成二十二年七月十二日

内閣総理大臣　菅　直人

1　労働組合法施行令第二十条第一項の使用者を代表する委員の候補者の推薦に係る提出書類

一　別記様式一の推薦書
二　被推薦者の履歴書二部
三　中央労働委員会の委員に就任することについての被推薦者の内諾書

2　労働組合法施行令第二十条第一項の労働者を代表する委員の候補者の推薦に係る提出書類

一　別記様式二の推薦書
二　被推薦者の履歴書二部
三　中央労働委員会の委員に就任することについての被推薦者の内諾書
四　推薦に係る労働組合が労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の中央労働委員会の証明書

3　推薦書類の提出期限

平成二十二年八月十六日

4　推薦書類の提出先

厚生労働省政策統括官付労政担当参事官室
（〒一〇〇―八九一六　東京都千代田区霞が関一―二―二　中央合同庁舎第五号館）

別記様式一

平成22年　月　日

内閣総理大臣　菅　直人　殿

使用者団体名、特定独立行政法人名、国有林野事業を行う国の経営する企業（代表者名）

印

中央労働委員会の使用者を代表する委員の候補者の推薦について

労働組合法第19条の３第２項及び労働組合法施行令第20条第１項の規定による中央労働委員会の委員の候補者の推薦の求めに応じ、使用者を代表する委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

氏　名	年齢	現　職	略歴	備　考

㈱　備考欄に「一般企業担当委員」又は「特定独立行政法人等担当委員」の別を記載すること。

なお、「一般企業担当委員」とは、労働組合法第19条の３第２項に規定する「使用者委員のうち４人」の委員以外の委員をいい、「特定独立行政法人等担当委員」とは、「使用者委員のうち４人」の委員をいう。

別記様式二

平成22年　月　日

内閣総理大臣　菅　直人　殿

労働組合名（代表者名）

印

中央労働委員会の労働者を代表する委員の候補者の推薦について

労働組合法第19条の３第２項及び労働組合法施行令第20条第１項の規定による中央労働委員会の委員の候補者の推薦の求めに応じ、労働者を代表する委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

氏　名	年齢	現　職	略歴	備　考

㈱　備考欄に「一般企業担当委員」又は「特定独立行政法人等担当委員」の別を記載すること。

なお、「一般企業担当委員」とは、労働組合法第19条の３第２項に規定する「労働者委員のうち４人」の委員以外の委員をいい、「特定独立行政法人等担当委員」とは、「労働者委員のうち４人」の委員をいう。

公　告

諮　事　項

公示送達

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第48条において準用する同法第42条第２項及び第３項の規定により公示する。

平成22年７月12日

公安調査庁長官　北田　幹直

1　送達を受けるべき者の住所及び氏名
東京都豊島区南大塚１―37―７　フェリーチェ南大塚202
異議申立人　山﨑　里実

2　公示事項
異議申立人から平成21年11月12日付けでなされた異議申立てに対する決定書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目１番１号公安調査庁総務部総務課審理室で保管されており、いつでも異議申立人に交付するので、その受領方申し出られたい。

（備考）決定の主文及び年月日
決定の主文　本件異議申立てを棄却する。
決定年月日　平成22年６月15日

下閉伊北区域農用地整備事業における茂市換地区の換地計画の公告

独立行政法人森林総合研究所から認可申請があった下閉伊北区域農用地整備事業における茂市換地区の換地計画を適当とする旨決定したので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号。以下「法」という。）附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第８条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号。以下「旧公団法」という。）第23条第２項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の２第４項において準用する同法第８条第６項の規定に基づき公告し、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定について、法附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧公団法第23条第２項において準用する土地改良法第52条の３第１項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議を申し出ることができる。

平成 22 年７月 12 日

農林水産大臣　山田　正彦

1　縦覧に供すべき書類の名称
下閉伊北区域農用地整備事業における茂市換地区の換地計画書の写し

2　縦覧期間
平成22年７月13日から平成22年８月10日まで

3　縦覧場所
岩手県下閉伊郡普代村事務所

下閉伊北区域農用地整備事業における尼額換地区の換地計画の公告

独立行政法人森林総合研究所から認可申請があった下閉伊北区域農用地整備事業における尼額換地区の換地計画を適当とする旨決定したので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号。以下「法」という。）附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第８条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号。以下「旧公団法」という。）第23条第２項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の２第４項において準用する同法第８条第６項の規定に基づき公告し、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。